

【明治学院大学】オンライン授業実施における教材資料の複製・送信等の ガイドライン（暫定版） 2020年4月17日現在

著作権法は2020年4月28日に改正施行される予定で、春学期にオンライン授業を実施する場合、下記の期間ごとの注意が必要。授業目的公衆送信保証金等管理協会(以下、SARTRAS)から近日中にガイドラインが公表される予定ですので、ガイドラインに沿って必要な改定をする可能性があります。

また、下記の「4. 有斐閣の出版物を2020年度のシラバス上、教科書指定している場合の出版物利用に関する覚書の締結について」は特定の教員だけですが、今回は有斐閣のご好意により、原則、無償利用ができる覚書を締結する見込みです。

1. 2020年4月20日～27日までの期間について（現行著作権法適用期間）

現在、大学等の授業の過程における公表された著作物の利用は、下記になっています。

①対面授業のために複製すること。

②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔授業のために公衆送信すること。

これは、著作権法の権利制限規定（第35条）により、授業を直接受ける履修者に対して著作物の複製物を提供する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所で同時に授業履修者に対して公衆送信する限りでのみ、無許諾(無償)の利用が可能となっているためです。対して、対面授業を同時中継する以外の形態(オンライン授業)により、著作物の複製物等を使用する場合には、著作権者の許諾が必要となります。

現行法の下では、オンライン授業を実施するにあたっては、下記については違法となりますので、ご注意ください。

- ・授業の予習・復習用の資料をメールで送信。
- ・オンデマンド授業で講義映像や資料を送信。
- ・スタジオ等(履修者が教室にいない状態)から授業のリアルタイム配信。

※いずれも他者の著作物が教材資料(シラバス上で教科書指定している出版物)内に含まれる場合。

2. 2020年4月28日からの期間について（改正著作権法適用期間）

法改正の前倒し施行にともない、大学が SARTRAS に一定の補償金を支払うことで、下記について無許諾・無償で公表された著作物の利用ができるようになります。

※但し、2020年度(4月28日以降)に限り特例(新型コロナウイルス感染拡大対応)で著作物を無許諾・無償で利用できることになっているので、2021年度以降にオンラ

イン授業を実施する場合は有償となる。

- ・授業の予習・復習用の資料をメールで送信
- ・オンデマンド授業で講義映像や資料を送信
- ・スタジオ等(履修者が教室にいない状態)から授業のリアルタイム配信

3. 教材資料の複製・送信等について

具体例は下記になります。

- ・書籍に収録された1章分の論文コピー(PDF)を配布(送信)
- ・授業形態により異なるが、複製部数は著作権者の利益を不当に害さない範囲に限る
- ・図表や文章をスライドに引用
- ・映画やテレビ番組の一部を授業で視聴
- ・その他

※典拠の明示等、適切に引用する。

※無許諾の複製は「必要にと認められる限度において」のみ認められますので、実際に授業の対象となる部分だけ、履修者の人数分だけ行ってください。

※著作権者の利益を不当に害することにならないようご注意ください。

※授業で使用する教科書(参考書)は、そもそも、教育の課程における利用を目的とするものであり、これを複製して配布することは、当該著作物の本来的な市場と衝突し、著作権者の利益を不当に害することとなり、無許諾による利用が認められない可能性が高いことにご留意ください。

授業で使用する教科書(紙版または電子版)は、履修者が購入することによって著作権者の利益を守ることになるので、授業開始に間に合わない場合であっても、必ず、履修者には教科書を購入するようにご指導ください。

4. 有斐閣の出版物を2020年度のシラバス上、教科書指定している場合の出版物利用に関する覚書の締結について

特定の教員から希望のあった有斐閣の出版物をシラバス上教科書指定している場合(参考書指定している場合は除く)の特例措置として、4月20日～5月31日までの期間限定ですが、オンライン授業での利用は、当該授業の実施期間に対応する範囲(章・ユニット等の単位)とし、当該授業で必要最低限にとどめるものという条件で、現行著作権法の期間であっても利用できることに決まりました。6月1日以降の利用については協議が必要ですが、2021年3月31日まではオンライン授業での利用が延長可能な状況にあります。

更に教員自身が著作(権)者として有斐閣の出版物をシラバス上教科書指定している場合は著作権法や出版権上の問題もなく、ほぼ自由に利用可能です。

但し、協力事項として履修者に対する指定教科書(紙版または電子版)の購入を促したり、

履修者に購入に関するアンケートを実施したり、実際の使用実績を報告するなどの義務が発生しますので、無償利用の代替としてのご協力をお願いいたします。

※参考：著作権法

（学校その他の教育機関における複製等） 現行法

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（学校その他の教育機関における複製等） 改正法

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。